会長あいさつ

住佐 賀県 佐賀市大和町大字川上 同 和 教 育 研 究協議

 $\begin{array}{c} T \\ E \\ L \end{array}$ 0 9 5 2 6 $\begin{pmatrix} 2 \\ 6 \\ 4 \\ 3 \\ 4 \end{pmatrix}$ 佐賀県教育セン F A X 0 9 5 タ 1 2 6 究調 2 査 6 4 3 棟 内 5

会

人ひとりの人権が尊重される社会を実現しよう 人権・同和教育・啓発の一層の推進



佐賀県人権・同和教育研究協議会

也

ことになりました。 上げます。 総会で再任い どうぞ宜しくお願ただき、会長を務っ いめ 申る

実が未だに残されたままです。また、東日害者が苦しむ現実や明日を展望できない現葉・意味が改めて再確認されたものの、被から一年余が経過しました。「絆」という言 本大震災から六年が経過しましたが、 2 各地で問題となる中、 被災者や被災地に とうとしています。 17年度 教育・ であると感じています。 啓発の果たすべ がスタートして早二ヶ月 る中、改めて人権というに対する差別や排除が全が経過しましたが、未だ 熊本大震災 、き役割 は

を発の推進に取り組み、一定の成果をあげというであるなど、長年にわたって人権・同和教育をいるの機会を扱う14~ 戸籍の不正取得事案、同和地区に対する問発生しました。県内においても残念ながら、 人権問題が存在しています。昨年は部落地には未だに人間の尊厳に関わるさまざまな 名総鑑を復刻し、販売しようとする動きも とりひとりの人権 べき状況にあります。 合わせ事案、 、案など差別事象が発 学校での賤称語 意識の高揚を図るため 生しており、 発言や落書 憂慮

そのような中、 いう文字がつく法 昨年には 律が3つ施行され 「差別 • 解 ま

同 和

題の早期

決と県民

を作らざるを得ない社会の状況があった略称)です。その背景には、こうした法 ということです。 消法」「部落差別解消推 障害者差別 解消 法 」「ヘイ 進 法」(いずれ 1 ス った、 律 チ

すなわち「誰もが生まれてきて良かった」いる一人ひとりの人権が尊重される社会、 及び 確認させられたところです。 と思える社会の実現が急務であることを ると言えますし、 ちに課せられた責務は 解消推進法」 特に、昨年12月に 啓発の実施が明記 では、 私たち佐同教がめざして 非常にで されています。 落 成 問 立 した 重 墨いものがないます。私な 関する教 差 再 あ た 育

のなお一層のご理解とご協力をお願いいた啓発の推進をさらに推し進めていかなけれらゆる人たちと手を結び、人権・同和教育らゆる人たちと手を結び、人権・同和教育が会教育・学校教育における両面から、おけた研究と実践に取り組んでいきます。 果を踏まえながら、 服を最優先課題と位置 今後も、 佐同教では、 取り組んでいきます。、新たな課題の解決に たな課題の解決に「づけ、これまでの 進めていかなけ 差別事象の 刀をお願いいた会員の皆様力 課題 教育 た方れ 向成克 あ

5

月 19 日

金

佐 賀 市

 \mathcal{O}

メ

5月19日(金) 総会並びに研修会

別解消推進法」を社会教育・学校昨年12月に施行された「部落差究課題などについて承認を受け、 総会では、本協議会での事業や研 びに研修会が開催された。 校教育、社会教育関係者など約四トプラザ佐賀において、県内の学 第三次改革プランに基づく2 教育の現場に反映させて、佐同 人権·同和教育研究協議会総 百人が参加して、第48回 \mathcal{O} 取組を前進させていくこと [佐賀県

県内の社会教育・学校教育関係者約400名 が集まり、差別事象の課題の克服が今年度の

佐賀県人権・同和教育研究協議会総会並びに研修会

最重要課題であることを確認した。

研修会

差別意識と

〜差別の苦しみを我が痛みとする「優しさ」で部落問題の学びを〜 しての 「部落差別」 からの解放

宮崎公立大学

非常勤講師

恵常さん

で

ある。

だから、

どもたちがい

じめ

(講演の要点)

うことで啓発を進めたい。 と分かち合いたい。そして情報を分かち 今日は、 ①時限立法終了 れた今日の課題 私の持 って $\widehat{2}$ いる情報 02年)後に 話の要点は、 を、 皆さん 合

ついて、情報を分かち合いたい。 ための教育内容」をどのように創造 実践するかという今後の大きな課題 部落差別解消推進法」 学校現場が 「部落差別を解消する の成立を受け

(差別に向き合おう)

その第一 きである。 ことが差別することか〉 な課題であるが、差別をなくすためには、 ばならない。その内容をつくることが大き 大きな転換期であり、 「部落差別解消推進法」が成立した今は 学校・社会教育で実践していかなけれ 歩として、 差別の意味 部落差別に向き合っ を明確 〈どうする 理解 す

(差別の意味)

ずに、 水平社宣言では、「差別」という言葉は 「差別」のことを「いじめ」と表現 いじめ の構造 は 差別の 構造 と同 l 使

> (5) 3 ①人をバカにする。 びその意識が現れた行動、 て「人間の値打ちをおとしめる」意識、 値打ちに差をつけて、 断 0 ていない状況では、 苦しんでいるのに、 誹謗・中傷する。 除け者にする。⑥排除する。⑦隔離する。 軸を示す。「人権の尊厳を否定し、 ても伝わらない。受け入れてもらえない。 「これが差別だ」と認識する判断基準・ じめることは差別することである。 ②悪口をいう。 **④**さげすむ。 「差別はいけない」とい そこに先生が向き合っ わけ隔てる。 である。 「部落差別は悪である」という現状認 識にもとづいて新法が成立したこと を受けて、部落差別の解消のために、 私の持っている情報を分かち合いた 人間 ーそし い、と話す蔵坪さん。 判



ょ

0

「陰川はごうにうに、予断と偏見そして無知)

こと」「知らないこと」が、偏見が吹き込まれ人間の値うちをおとしめる。「情報が少ない しまう。 することが差別であり、 に優劣をつける意識、 き、差別に同調し、差別に加担してしまう。 偏った情報(予断と偏見)にとらわれたと :」を理解させることが大切である。 無知が、結果として差別する側に立って 予断と偏見によってつくられる。 差別はどのようにしてつくら 予断と偏見によって人間の値打ち またそのように行 いじめである。 差別 れ る 別に対 動

(残された今日の課題)

然として未解決のままである。しかも「社会別(社会意識としての部落差別意識)は依実体的差別の解消は進んだが、心理的差 や家族が直接関係することになったとき、 無意識の意識と言うべきもので、 差別に関する問題に触れることはほとんど わがわ 家を建てた所が被差別部落であった場合、 意識としての部落差別意識」は見えないし、 からなくなってきているからである。 被差別部落の人か、どこが被差別部落 かりにくくなっている。その理由は、 日々の暮らしや職場では、 「社会意識としての部落差別意識」は、 とくに意識することなく生活してい 自分の利害に関わったときに噴 例えば、 私たちは部落 自分自身 か誰

ごうろうい。あるあなたは、どのようにアドバイスするあるあなたは、どのようにアドバイスするの生まれであることを知った場合に、親で②わが子や孫が結婚する相手が被差別部落

(部落差別からの解放の願い)

ある。 か」と、告げるまでの苦しみ、告げた後の苦ならない。「言うべきか」「言うべきでない 暴かれて、子どもを連れて帰ってくる」 ら喜ぶが、「子どもが生まれたときから、 くならない限り、部落差別はなくならない。 しみを受け止めてほしい。その苦しみがな しみがはじまる」「あそこの奥さんは部: を抱えて生きなければならない不条理 我が最愛の人に、いつかは言わなけれ 被差別部落の人には、2つの矛盾する 高校生の作文「将来、 あうのは、イヤです」 世間の人は子どもが生まれたら心か心えて生きなければならない不条理が 結婚差別などに いば と苦

問題」
「私自身が体験
「私自身が体験

にしてほしい。は、解説はできない。あなたがもっている人間としている人間としいがもっ

(問われる生き方)

わば「迷信」だからである。
「触穢思想」にもとづいてつくられた、いまれて、室町時代頃から民衆に広められた差別意識は、平安時代中期に日本に持ち込う。なぜなら、被差別部落の人々に対するう。なぜなら、被差別部落の人々に対する人に対している人をに対して、一差別される根拠・差別を正当化する根

(終わりに)

優(すぐ)れた人であるの痛みに寄り添う人、苦しみや悲しみをの痛みに寄り添う人、苦しみや悲しみをの痛みに寄り添う人、苦しみや悲しみをの痛みに寄り添う人、苦しみや悲しみをの痛みに寄りがらればある。人間人はみな「優しさ」をもっている。人間

やされる」 「人は、人によって傷つき、人によって癒

だろうか。 あなたは、どちらの生き方をしようと思う人と向きあい、人とお付き合いするとき、しんでいる多くの人々とともに生きている。私たちは、いじめやさまざまな差別に苦

ごあんない

ところ 佐賀市文化会館 大ホール 他とき 2017年8月23日 水)・24日 木)・2日 木)・2日 木)・2日 木)・3年 大川地区人権・同和教育夏期講座



2017年度佐賀県人権·同和教育研究協議会役員等

会 長	森	哲也	伊万里市教育委員会 教育長
副会長	稲葉 糸	継雄	唐津市教育委員会 教育長
l)	山口 5	弘一	佐賀市人権・同和政策課 課長
l)	大曲	尚美	佐賀市立日新小学校 校長
11	梶山	康正	伊万里市立青嶺中学校 校長
11	山口	義民	佐賀県立神崎高等学校 校長

監事 千布 一夫 白石町生涯学習課 課長ル 内田 真弓 白石町立福富小学校 校長

顧 問 野田 和隆 小城市立桜岡小学校 教頭

リ 宮﨑 義浩 多久市立東原庠舎東部校 指導教諭

理	事								
生	学校教育部					社会教育部			
	直塚			区同研会長)	山津	和也	(鳥栖市生涯学習課 参事)		
Ξ	杉山	敬一	("	研究局長)	井上	信治	(基山町まちづくり課 係長)		
	, ,				綾部	遼	(みやき町社会教育課 主事)		
					矢動力	北栄二	(上峰町生涯学習課 課長)		
神					松永	義彦	(神埼市社会教育課 課長)		
' '					草野		(吉野ヶ里町社会教育課 副課長)		
佐	下田	秀人	(佐賀市	司教会長)	八谷/	百合	(佐賀市人権・同和政策課 参事)		
市	松本	英将	("	研究局長)	木村	信人	(佐賀市教育委員会 指導主事)		
小	槇原	靖宏	(小城市	司研会長)	西村	三次	(小城市人権・同和対策室 副課長)		
城	中尾	幸典	("	研究局長)					
多	吉﨑	泰	(多久市	司研会長)	前田	英文	(多久市人権・同和対策課 課長)		
久	古川	昌平	("	研究局長)					
唐	原口	毅()	唐津地区	(人同教会長)	内田	孔明	(唐津市生涯学習・文化財課 係長)		
津	横田	恭子	("	研究局長)	寺田	醇一	(玄海町社会教育課 主事)		
伊	岸田	俊朗	(伊西地	区同研会長)	伴	康之	(伊万里市生涯学習課 係長)		
西	池田	隆史	("	研究局長)	藤田	直美	(有田町生涯学習課 課長)		
	古賀	直樹	(杵武地	区同研会長)	松尾	邦彦	(武雄市生涯学習課 係長)		
杵	北川	哲徳	("	研究局長)	永尾	宗紹	(白石町生涯学習課 係長)		
武					西村	秀昭	(江北町教育課 係長)		
					岩永慧	憲二郎	(大町町生涯学習課 課長補佐)		
鹿	植松	正鋼	(鹿嬉藤	地区同研会長)	西村	正久	(鹿島市人権・同和対策課 係長)		
嬉	田中	龍彦	(〃 研究局長)	渕上	美佳	(嬉野市文化・スポーツ振興課 主事)		
藤					野口	士郎	(太良町社会教育課 課長)		
高	犬塚カ	旧代子	(高同研	副会長)					
同	古川	昌宏	`	事務局長)					
私	慈道		(私学同						
学	白谷	敏彦		事務局長)					
人	渡辺			育研会長)					
保	西方	英美	(// :	事務局長)					

 事務局
 江口
 美好(事務局長)
 研究局
 平田順次郎(研究局長)

 金矢
 俊郎(事務局員)
 福田 純子(研究局次長)

 田中富功子("")
 野口 明宏("")

佐賀県教育センター 白水佳奈子 (小学校担当指導主事)

伊東 弘至(中学校担当指導主事) 草場 大治(高等学校担当指導主事)